日本国憲法の構成と頻出条文⑥

第１章　天皇
第２章　戦争の放棄
第３章　国民の権利及び義務
第４章　国会
第５章　内閣
第６章　司法
第７章　財政
第８章　地方自治
第９章　改正
第 10 章　最高法規
第 11 章　補則

第６章

第76条

すべて裁判官は、その［　　］に従ひ独立してその職権を行ひ、この［　　］及び［　　］にのみ拘束される。